

平成29年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月12日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社四日市市生活環境公社】

<p>(1) 金券等の管理について 郵便切手受払簿及び収入印紙受払簿において、取扱者検印の押印が漏れていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年11月28日 郵便切手受払簿及び収入印紙受払簿の押印漏れを確認し、是正を行った。また、再発防止のため、取扱者の毎日の確認、責任者の週1回の確認を周知徹底するとともに、別に集計表を作成することにより二重チェックを行うこととした。</p>
----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成29年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月12日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社四日市市生活環境公社】

<p>(1) 内部留保について 別途積立金を含め内部留保が多額になっているが、その将来の活用方策が示されていない。株主から配当要求があった場合の対応方針も含め、内部留保の今後の扱いについて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 配当の実施は、筆頭株主である四日市市の意向を尊重し対応する。内部留保については、将来の経営を見据え有効活用できるよう今後具体化していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日 配当の実施は、筆頭株主である四日市市の意向を尊重し対応する。内部留保については、将来的に退職給付引当金だけでは不足する退職金の支給も視野に入れて、将来の経営を見据え有効活用できるよう今後具体化していく。</p>
<p>(2) 経営改善について ア 自主事業のレンタルトイレ業務の実績は伸びており、営業努力の成果は認められるが、一方で新規事業開拓積立金を別途積立金に振り替えており、将来の事業展開が明確に示されていない。民間企業としてさらなる発展を図るため、新たな部門への可能性についてチャレンジすること。また、その際、定款の変更が必要であれば、変更に向けた取組みについても検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成30年10月 1日 公社の本来業務に支障が生じないことを前提として、新規事業の実施について採算性を十分精査したうえで、公社の人材と資源を最大限活かせるよう検討を重ねていく。また、事業展開の中で必要となれば、定款の変更についても検討する。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日 公社の本来業務に支障が生じないことを前提とし、新規事業の採算性を十分精査したうえで、公社の人材と資源を最大限活かせるよう検討を重ねるとともに、将来の事業展開に支障をきたしている年齢構成の問題を解消するため、今年度から段階的に若手職員の採用を実施し準備を進めていく。また、事業展開の中で必要となれば、定款の変更についても検討する。</p>
<p>イ 今ある資源をどう活用してより収益性を高めていくか、また新たにどういった事業を展開するかを見据えて、中期の経営計画を策定する必要がある。加えて、例えば労働生産性を示す指標など内部努力の成果が見えやすい指標を経年的に追跡・差異分析する取組みを導入し、明確な年間目標を立てて組織を活性化させる取組みを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 8月 1日 今ある資源の有効活用や新たな事業展開を見据え、業務別に中長期的な人員配置及び経営計画を策定した。また、損益計算書、貸借対照表等の3期比較と最新の状況を取りまとめた月次経営レポートに新たな指標を組み入れ、経営に活かせるよう分析の精度を高めていく。</p>

<p>(3) 排水施設管理について</p> <p>排水施設管理においては、注意報・警報発令時の際、素早い配置体制と機動力が強く求められる。しかし、どの部門の業務にも対応できるユーティリティープレイヤーの育成と全社挙げての協力体制の構築、パートタイマー職員の活用等の取組みを行っても、非常時体制の維持は限界に近づいているとのことである。非常時体制の抜本的な見直しも必要と考えられるので、有効な排水施設管理体制に向けて、上下水道局と協議していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>非常時の排水施設管理体制の見直しについては、発注者である四日市市上下水道局の所管する施設・設備が常に円滑に運転操作でき、適正な機能を発揮しうるために、運転管理業務を能率的に実施するという委託趣旨を踏まえ、今後、両方で協議を重ねていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>非常時には該当する各ポンプ場へ速やかに人員を配備し、常駐のうえ大雨等による浸水を防ぐために運転操作を行うことを発注者である上下水道局より要求されている。人員確保が厳しい状況ではあるが、ハローワーク・産業雇用安定センター等の公の機関に新たに正職員での募集をかけるなどして人員の確保に努め、当該任務を適正かつ能率的に果たせるように、更に協議を重ねていく。</p>

【環境部生活環境課】

<p>(1) 当法人の経営に対する指導監督について</p> <p>ア 当法人は、市民生活と直結した事業を数多く受託しており、市民サービスの充実という設立目的を果たしているか、出資者としてチェックする必要がある。本市の出資分については市民が株主であるとの認識を持ち、株主としての役割を果たしていくため、経営に対する本市の考え方を整理して、株主総会の場で意見表明すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>公社が市民サービスの充実という設立目的を果たしていけるよう、業務の実施内容をチェックしていく。また、公社が健全かつ効率的な運営を行っていけるよう、公社との会議等の場において、市民に安定的に効率的なサービスを提供していくという経営に対する本市の考え方を伝えていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>公社が市民サービスの充実という設立目的を果たすとともに、健全かつ効率的な運営を行っていけるよう、公社との会議等の場において、代表取締役及び他の役員に対し、市民に安定的かつ効率的なサービスを提供していくという経営に対する本市の考え方を伝えている。今後、株主総会の場においても本市の考え方について意見表明を行う。</p>
<p>イ 本市からの委託事業が大半を占めており、行政の補完的機能を担う第三セクターであるという設立趣旨は変わっていないが、同時に、効率性を追求すべき民間企業体でもある当法人が、今後の方向性、中期経営計画の策定、明確な年度目標の設定等を行うことができるよう適切に指導していくこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>8月に策定された中期経営計画に基づき、民間企業体として効率的な運営を行っていけるよう適切に指導していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>平成30年8月に策定された中期経営計画に基づき、民間企業体として効率的な運営を行っていくために、明確な年度目標の設定等を行うことができるよう今後も適切に指導していく。</p>